開催年月日 令和2年6月15日(月) 間 者 日本共産党 委員 宮川 弁 者 国保医療課長 答 岡本 直樹 国保広域化担当課長 田中 久徳

質 答 弁 内 容

新型コロナウイルス感染に係る後期高齢者医療 制度および国民健康保険における被保険者支援制 度について

私は新型コロナウィルス感染症対策にかかわって 後期高齢者医療制度及び国民健康保険における被保 険者支援制度について質疑を行います。

(一)後期高齢者医療制度について

支援制度について

最初に後期高齢者医療制度についてであります が、加入者は保険の性格上、年金収入だけという方 が多いんですけれども、そうではなく年金以外に収 入のあるという方もいらっしゃいます。そういった 入減少に対して、まずどのような支援制度があるの か、明らかにしてください。

2 保険料減免取扱要綱について

保険料について支払の全部または一部を免除する 取扱いということでありますが、この保険料減免制 度について、北海道後期高齢者医療広域連合では取 扱要綱を制定したものと承知をしております。減免 規定についてどうなっているのかお示しください。

3 収入減少の期間の取り扱いについて

3割以上収入が減少した場合に減免規定を適用で きるということでありますけれども、咋年1年間と、 今年1年間で比較をしなければならないということ でありましたら、来年まで待って、それで1年間の 収入を確定してということになりますけれども、そ れでは、収入が減少した人の支援としては間に合い 保険者が判断することとされているところでござい ません。

いつからいつまでと期間を決める、あるいは任意 の1か月間の収入をもって減免の対象とするのか。 取扱いについてどうなっているのか伺います。

【国保広域化担当課長】

新型コロナウィルス感染症による加入者の収入減 少に対する支援策についてでございますが、北海道 後期高齢者医療広域連合におきましては、国が財政 支援する基準に基づき、収入を補償する傷病手当金 を支給するほか、収入が著しく減少した方々に対し、 方々の場合に収入減少が考えられます。加入者の収 申請により保険料の納付期限を延長する徴収猶予を 行うとともに、保険料の支払が困難な方々に対し、 減免要綱に基づき、支払の全部または一部を免除す る取扱いが行われているところでございまして、そ の減免額等に対し国が財政支援することとされてい るところでございます。

【国保広域化担当課長】

保険料の減免についてでございますが、広域連合 におきましては、本年5月25日付けで新型コロナ ウィルス感染症の影響により収入が減少した被保険 者等に係る保険料減免要綱を新たに定めたところで ございます。

この要綱では、国が財政支援する基準に基づき、 主たる生計維持者が新型コロナウィルス感染症によ り死亡または重篤な傷病を負った場合や事業の廃止 または失業の場合には、保険料の全額を免除するこ ととしているところでございます。

また、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、 給与収入、または山林収入が前年と比較して3割以 上減少したことなど一定の条件を満たした場合に は、前年の所得に応じて、20パーセントから10 0パーセントの範囲内で免除することとしていると ころでございます。

【国保広域化担当課長】

収入減少期間の具体的な取扱いについてでござい ますが、国の通知では、減免の判定をするための収 入の見込については、申請までの一定期間の帳簿や 給与明細書等を提出していただくことにより、年間 の収入の見通しを立てるなど、合理性を担保しつつ ます。

このため、広域連合におきましては、この通知を 踏まえ、今年2月から減免を申請する月までのうち、 最も低い月の収入を基準として年間の見込額を算定 し、減免の判定を行うこととしているところでござ います。

質 間 内 容 弁 内 容

広域連合で判断するということで、2月から申請 する月までのうちで最も低い月の収入をもって一年 間の見通しとするということでありますから、一番 収入の少ない1か月、それが基準となるとのことで ございました。

(二) 国民健康保険について

1 支援制度について

次に国民健康保険についてであります。国民健康 保険の加入者は、農林漁業や自営業者、零細な事業 者など、経済的な影響を大きく受けている加入者が 多くいます。加入者の収入減少に対して、どういう 支援制度があるのか、伺います。

いくつかの支援制度がありますが、ひとつは傷病 手当金、今月中にも全道において、実施されるとい うことで、先に見通しも示されているところであり ますので、是非、確実に実施をしていただけるよう に頑張っていただきたいと思います。

2 保険料減免について

それから、保険料の減免についてでありますが、 収入が減少した加入者を対象に、保険料を減免する|が、国の通知では、新型コロナウイルス感染症の影 ことができると、その市町村で保険料減免をした場 合に、国が支援をするということになっています。 それでは、国が支援する保険料減免については、ど のような規定となっているのか伺います。

後期高齢者医療制度と同じように3割以上の収入 の減少ということでありましたが、後期高齢者と違 うのは、後期高齢者の場合は北海道広域連合ですか ら、北海道全体で取り決めることが出来るけれども、 国民健康保険の場合は、市町村が条例に基づいて、 減免措置を行うということでありました。

【国保医療課長】

答

国民健康保険の加入者の収入減少に対する支援制 度についてでございますが、国民健康保険法等では、 これまでも、一定程度収入が減少した被保険者の方 々に対する保険料(税)減免制度や保険料(税)の 納付が困難な方々に対しましては、保険者の判断で 徴収猶予を行うことが可能とされてきたところであ りますが、このたびの、新型コロナウイルス感染症 の影響による減免額に対し国が新たに財政支援する こととされております。

また、感染拡大防止の観点から、被用者のうち新 型コロナウイルス感染症に感染した方々や発熱等が あり感染が疑われる方を対象とした給与収入の一定 額を支給する傷病手当金に対し国が財政支援するこ ととされており、さらに、新型コロナウイルス感染 症に感染した方々のうち軽症者の方や感染の疑われ る方については、受診時において資格証明書を被保 険者証とみなす取扱いがなされているところであり ます。

【国保医療課長】

国が支援する保険料減免についてでございます 響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が 見込まれ、その減少額が前年の当該事業収入等の3 割以上であることなどの要件を満たす場合に、令和 元年度分及び令和2年度分の保険料(税)であって、 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間 に普通徴収の納期限が設定されているものを対象と して、市町村が条例に基づき行った減免措置に対し、 国が財政支援を行うこととしております。

質 問 内 容 答 内 弁 容

3 収入減少の期間について

保険者である市町村の権限で定めるということで あります。

国としても、道としても、いつからいつまで、あ るいは何か月の収入をもって、減免の対象とするの うことになるのでしょうか。

私は、後期高齢者医療制度、北海道広域連合と同 じように任意の1か月と定めて、それで、収入の基 準とすることが統一性もありますし、加入者の利益 という点でも、一番いいという風に思いますけれど も、これは、市町村の裁量で1か月と定めれば、そ れで実施できるということになりますか、伺います。

【指摘】

市町村が判断するということでありました。繰り 返しにはなりますけれども、後期高齢者医療制度が 北海道として、任意の1か月をもってということで あります。

同じまちに住んでいて、後期高齢者の方は任意の 1か月でもって、収入の基準となるので、減免とな ると。

しかし、国保の場合は、もし別の決め方をされる と、1か月でもなくて、その市町村で決めた3か月 なり、半年なりということもあり得るけれども、任 意の1か月という風に市町村が定めれば、それで対 象となると、ということでありますから、国や道が 3か月程度の期間が必要だとしているのではない か、というような誤解があると私は伺っております。 ですから、これはそうではないと、1か月でも可 能であると、市町村の裁量で決めることができると、 いうようなことを是非、明確にしていただきたい。 この点について、指摘をして質問を終わります。

【国保医療課長】

収入減少期間の取扱いについてでございますが、 国から示されたQ&Aでは、収入見込みの判定方法 については、例えば、申請時点までの一定の期間の 帳簿や給与明細書の提出等により、年間を通じた収 か、それは、国も道も特段の指示はしていないとい人の見通しを立てるなど、一定の合理性を担保しつ つ、市町村が判断することとされているところであ ります。